

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、  
国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた事業主の方

# 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金の御案内

R2.11.27  
改正版

愛媛県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた事業主の方に、「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成して、雇用の安定と事業活動の継続を支援します。（国の制度拡充を受け、県制度も拡充することとし、雇用調整助成金の日額上限の引き上げ（8,330円→15,000円）に対応した上乗せ助成を行います。）※R3.3.5までに雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主の方は、R3.3.15までに申請してください。

- ①雇用調整助成金※については、愛媛労働局の相談窓口(089-987-6370)へお問い合わせください。
- ②愛媛労働局から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた後で、県産業人材室(089-912-2505)へお問い合わせください。※「緊急雇用安定助成金」（雇用保険被保険者以外の方を対象とした助成金）を含む

## ～助成内容～

**支給対象**… 愛媛県内に所在する事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当（教育訓練・出向によるものは対象外）について、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた県内全域の事業主。

※解雇等を行わない中小企業の事業主の方は、緊急対応期間中（R2.4.1～R3.2.28）は、国の助成率が一律10/10に拡充されたことにより、県の上乗せ助成の対象とはなりません。

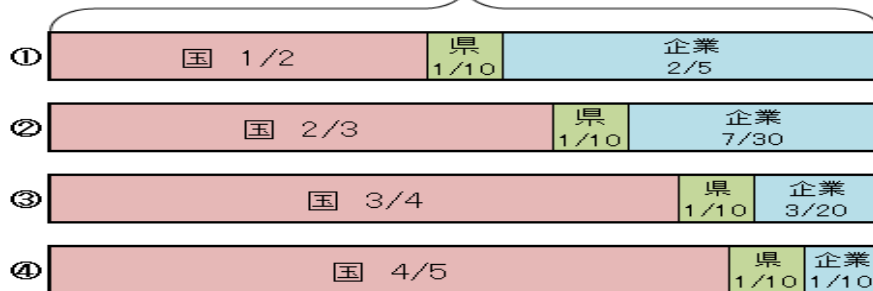
**助成金の額**… 国の「雇用調整助成金※」の支給率に応じて次の金額を助成  
（上限：1事業所当たり年100万円 → 180万円に拡充）

	国の支給率	県助成金の支給率
①	1/2	国支給決定額の1/5
②	2/3	国支給決定額の3/20
③	3/4	国支給決定額の2/15
④	4/5	国支給決定額の1/8



## イメージ

休業手当額



※ 県内市町でも上乗せ助成がある場合があります。

### ○申請手続

「支給申請書」と添付資料を下記へ郵送にてご提出ください。

〒790-8570 愛媛県 経済労働部 産業人材室（封筒への住所記載不要）

### ○申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロード（「愛媛県、コロナ、雇用維持助成金」で検索）

【お問い合わせ】〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県 経済労働部産業雇用局 労政雇用課産業人材室

電話番号：089-912-2505 FAX：089-912-2508 メール：[sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp](mailto:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp)